



制度改正により
本体の補償が大幅にアップ!

園芸施設 共済

ホームページを開設しています!

【URL】 <http://www.nosai-hida.jp/>

NOSAIひだ

検索



安心のネットワーク

NOSAIひだ
飛騨農業共済事務組合

NOSAIが安心をお届けします!!

園芸施設共済は、自然災害などによる損害を補償し、農家の経営安定を図ることを目的とした公的補償制度です。

1. 加入できるもの・条件

園芸施設

- 雨よけハウス
- パイプハウス
- 鉄骨ハウス
- ガラス室
など

付帯施設

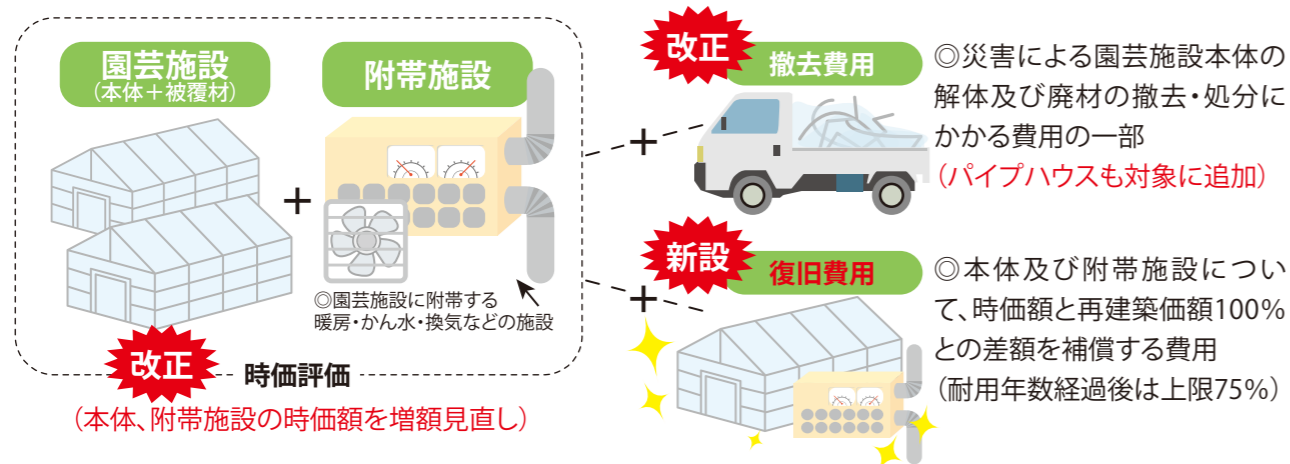
- 暖房施設
- かん水施設
- 換気施設
- 遮光施設
など

- 合計設置面積が2アール以上あること。
- 農作物の栽培を目的とした園芸施設であること。
- ビニール等で被覆されている施設であること。
(パイプ等の骨材のみの加入はできません)

注 ※所有・管理するすべての施設を加入していただきます。(一部の施設のみの加入はできません。)
※車庫や倉庫として利用する施設は加入できません。
※施設内作物は加入できません。

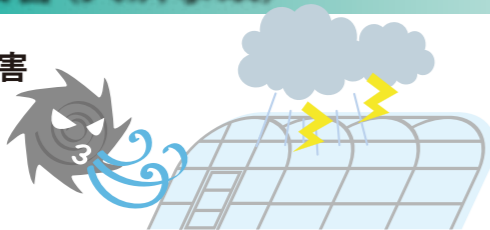
2. 加入の組み合わせ

園芸施設(本体・被覆材)を基本に、
付帯施設や撤去費用、復旧費用も補償対象として追加できます。



3. 対象となる被害(共済事故)

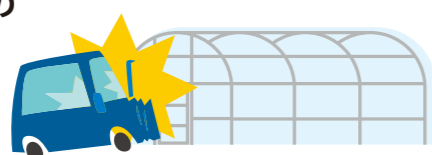
■風水害、ひょう害、雪害
その他気象上の原因による災害
(地震および噴火を含む)



■火災、破裂、爆発



■車両及びその積載物の追突及び接触など



■鳥獣害



4. 補償期間(共済責任期間)

掛金が払い込まれた日の翌日から1年間です

ただし、被覆期間が通年でない場合は、被覆期間に合わせて『4ヵ月以上1ヵ月単位』で加入できます。

- 準備・片付けを含め、被覆している全期間について加入いただきます。
- 補償期間内であっても、被覆していないときは責任対象外となります。

5. 補償額(共済金額)

共済金額=補償される最高限度額のことです

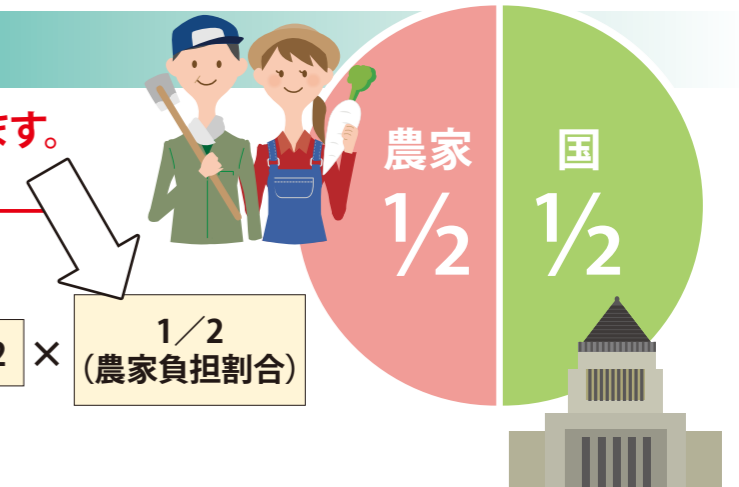
時価評価額(共済価額)の8割~5割の範囲で加入割合を選択できます。

$$\text{補償額(共済金額)} = \text{時価評価額(共済価額)} \times \text{加入割合(付保割合)}$$

※撤去費用、復旧費用の詳細については、お問い合わせください。

6. 共済掛金(農家負担は半分)

共済掛金の半分は、国が負担します。
(復旧費用分は除く)



$$\text{農家負担掛金} = \text{共済金額} \times \text{掛金率} \times \text{責任期間} / 12 \times 1/2 \text{ (農家負担割合)}$$

(掛金の他に賦課金をいただきます)

【共済金額および掛金等の目安】

雨よけパイプハウス1棟当り (間口)5.4m、(奥行)40m、(被覆材)新品、(加入割合)80%の場合

設置 経過年数	時価 現有率	共済価額 (時価評価額)	共済金額 (最高補償額)	農家負担額 (掛金+賦課金)			
				加入期間 7ヵ月	加入期間 9ヵ月	9ヵ月 撤去費用有り	9ヵ月 撤去・復旧有り
1年目	100%	427千円	341千円	3,331円	4,087円	4,214円	4,214円
3年目	90%	388千円	310千円	3,028円	3,716円	3,847円	4,110円
5年目	80%	350千円	280千円	2,735円	3,356円	3,490円	4,026円
7年目	70%	311千円	248千円	2,422円	2,973円	3,111円	3,918円
9年目	60%	272千円	217千円	2,119円	2,601円	2,743円	3,831円
11年目以上	50%	233千円	186千円	1,817円	2,229円	2,375円	3,050円

※施設の設置経過年数に応じて共済価額は減額されます

※共済価額×加入割合%

平成27年4月1日~平成30年3月31日適用

7. 無事戻し金

継続加入者には、4年目から余剰金の範囲内で、過去3年間に納入いただいた掛金の1/4を限度として無事戻し金が支払われます。ただし、3年間で共済金・無事戻し金の合計が掛金の1/4より少ない方が対象です。

8. 共済金の支払い

1 事故 1 棟ごとに、その被害額が 3 万円または共済価額の 1 割を超える場合に支払われます

支払共済金額

=

損害額

×

加入割合

加入割合は、最高の 80% での加入をおすすめします。

損害額とは… 被害額 - (残存物価額 + 他の補償金等)

パイプの被害額 = パイプの時価額 × (被害パイプ本数 / 総本数)

ビニールの被害額 = ビニールの時価額 × (1 - 自然消耗割合) × 被害面積割合

分損事故の都度、施設が復元されている場合にかぎり、補償期間中に何回事故が発生しても共済金が支払われます。なお、施設本体が一事故で全損となった場合、その棟の契約は終了します。

● **撤去費用共済金** は、撤去に要した費用が 100 万円を超える場合、または施設本体(被覆材を除く)の損害割合が 50% (ガラス室は 35%) を超える場合に支払いの対象となります。ただし、撤去内容の明細が分かる領収書の提出が必要です。

● **復旧費用共済金** は、復旧計画書の提出を受け、被災施設の復旧完了を確認してからのお支払いとなります。また、復旧内容の明細が分かる領収書の提出も必要です。

9. その他重要事項

次の場合には、共済金の支払い対象となりません

- 通常すべき損害防止等の施設管理を怠った状況で発生した被害
- 被害発生のお知らせを怠った場合や、不実のお知らせをした場合
- 本人の故意もしくは過失による被害
- 変乱によって生じた被害
- 盗難やいたずらによる被害
- 被覆物の自然消耗
- 附帯施設の故障(気象上の原因以外のもの)



こんなときは、すぐに NOSAI までご連絡ください!!

《異動通知》

- 施設を新たに建築するとき
- 既存の施設を移転・譲渡・増改築・解体などするとき

《損害通知》

- 加入している園芸施設等に被害が発生したとき



※連絡がなかったり通知が遅れると、共済金の支払いができない場合があります。

詳しいお問い合わせ、お申し込みは

NOSAI ひだ 飛騨農業共済事務組合

● 本所
〒506-0052 高山市下岡本町2115番地
TEL:0577-35-0310 FAX:0577-35-0388
E-mail:nosai@bronze.ocn.ne.jp

● 下呂駐在
〒509-2517 下呂市萩原町萩原1856番地
(下呂市役所萩原庁舎農林部内)
TEL:0576-52-3199 FAX:0576-52-4044